

委 任 状		年 月 日	
印 鑑 登 録 者	住 所	尾張旭市 町 番地	
	氏 名	登 録 印	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
<p>私は次の者を代理人と定め、</p> <p style="text-align: right;">1 印鑑登録申請 2 印鑑登録の廃止申請 3 印鑑登録証の引換交付</p> <p>に関することを委任します。(番号を○で囲むこと。)</p>			
代 理 人	住 所		
	氏 名		
<p>※この委任状は、必ず印鑑を登録等(廃止・亡失届)しようとする者自身が書き、登録する印鑑を押してください。 (印鑑登録者以外の方が書いたものは無効です。)</p>			

注意事項

- 1 代理人による申請は、委任の旨を証する書面が必要です。
(左上段の「委任状」もご利用できます。)
- 2 代理人が申請したとき又は本人自らが申請しても、下記3に記載されている免許証等がないときは、本人確認のため、本人の住所宛に「照会書」を郵送します。
「照会書」が到達し、同封の「回答書」に署名押印の上これを持参し、本人確認ができたときに、印鑑登録証を受け取ることができます。
(代理人に印鑑登録証の受領を依頼する場合は、「回答書」、「印鑑登録証の受領に関する委任状」及び登録者本人と代理人の本人確認書類が必要です。)
- 3 登録する本人自らが申請し、次のいずれかの書類等を提示又は提出したときには、上記2の方法によらず、直ちに印鑑登録証を受け取ることができます。
 - (1) 官公署の発行した免許証若しくは証明書であって、写真に浮出しプレスによる証印のあるもの又は写真に特殊加工がしてあるもの。
例：運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・在留カード・特別永住者証明書
 - 注：(保険証では印鑑登録証の即日交付を受けることができません。)
 - (2) 本市において既に印鑑登録を行っている者が、印鑑登録申請者が本人であることを保証した書面(「保証書」の様式は係員までお問い合わせください。)